

■ 島根県農業農村整備推進協議会 第1回幹事会を開催

4月28日午後1時から島根県職員会館多目的ホールにおいて、平成29年度第1回島根県農業農村整備推進協議会幹事会が開催されました。

会議では、事務局から平成28年度の活動報告及び収支決算報告があり、その後今年度の活動計画(案)について提案がありました。

今年度の活動計画として

- ① 「ルーラル・ミーティング」の開催・・・6月30日(金) (隠岐の島町)
- ② 「農林水産省との意見交換会」・・・10月開催予定
- ③ 農業農村整備事業関係機関に対する「要望・提案活動」の実施
- ④ 「第21回しまねの農村景観フォトコンテスト」の後援

についての提案があり、いずれも原案どおり承認されました。

このうち、「ルーラル・ミーティング」は『地域の農地と水を次世代に繋ぐ仕組みづくり』をテーマに、農地と水といった農業資源をこれから誰がどういう方法で維持し向上させていくのかについて意見交換を行い、今ある農業生産基盤を次世代にしっかりと引き継いでいくことを目的に開催します。

多くの方の参加をお待ちしております。



■ 中国四国農政局・各県・各土連の意見交換会

4月21日午後から、中国四国農政局会議室にて、農政局から太田農村振興部長外16名、各県農業農村整備関係課長13名、各県土連事務責任者21名が参加して意見交換会が開催されました。

冒頭、瀧川設計課長から、「平成29年度当初予算も増額計上され、また、土地改良法改正等の国会審議も始まったが、さらに地域の要望に応えるため、平成30年度予算編成スケジュールに合わせて効果的な活動をしていただくようお願いしたい。」旨の挨拶があり、その後、それぞれの出席者から農業農村整備事業予算の円滑な執行に向けて現状報告があり、今後の方針等について活発な意見交換がなされました。

また、その後中国四国9県の県土連で組織する協議会の事務責任者会議が当番県である香川県土連をはじめ各県土連から19名が参加し開催され、今年度の活動内容について討議が行われました。

■ 島根県農業農村整備推進協議会 第1回幹事会を開催	1
■ 中国四国農政局・各県・各土連の意見交換会	1
■ 平成29年度多面的機能支払交付金に係る管内担当者会議開催	2
■ 土地改良相談業務のご案内	2
■ 土地改良施設維持管理適正化事業の拡充	3
■ 全国土地改良大会”静岡大会”のご案内	4
■ 新規職員自己紹介	4
■ 5月の主な予定	4

■ 平成29年度 多面的機能支払交付金に係る管内担当者会議開催

4月25日、本会大会議室において、島根県主催の平成29年度多面的機能支払交付金に係る市町村担当者会議が開催され、県内の市町村、県地方機関の担当者及び島根県農地・水・環境保全協議会事務局（水土里ネット島根）から約50名が出席しました。

会議は、中国四国農政局農地整備課多面的機能支払推進室の永木室長の挨拶の後、同室の保全推進係森係長が平成29年度予算と制度改正について説明、引き続き、県担当者からは本県の交付金交付要綱、県要綱基本方針の一部改正、推進交付金の配分方針、年度当初スケジュール等の説明がありました。

このうち、主な制度改正のポイントは下記の4つです。

◆ 経理区分の一本化

- ・資源向上支払（長寿命化）とそれ以外とで分けていた経理区分の一本化を可能とする。

◆ 畑地化した水田の交付単価の経過措置

- ・水田を畑地化する場合は、その時点の活動期間中に限り、農地維持支払の交付単価は水田の単価を適用できる。

◆ 「多面的機能の増進を図る活動」における広報活動の要件化

- ・平成29年度以降に新たに多面的機能の増進を図る活動に取り組む活動組織については、多様な主体の参画を目的とする広報活動を実施することを要件とする。

◆ 中山間地農業ルネッサンス事業への対応

- ・中山間地農業を元気にする中山間地農業ルネッサンス事業が創設された中で、多面的機能支払交付金も支援事業に位置付け、農地等の地域資源の維持・継承する活動を支援する。



■ 土地改良相談業務のご案内 =水土里ネット島根=

平成28年度からの土地改良区体制強化事業の中で位置づけられている相談業務について、島根県と本会とで相談指導員を配置し、市町村や土地改良区の皆様からの相談に対応しています。

相談内容は土地改良区の組織運営上に関する事、土地改良法令上に関する事、工事実施に関する事、土地改良施設の管理に関する事など、土地改良事業に関するさまざまな諸問題全般です。相談は無料で毎月5日を相談開設日としていますが、相談開設日にかかわらず相談は受け付けていますのでお気軽にご相談ください。 本会相談窓口・・・隠岐出張所 前川 (TEL:08512-2-9013)

相談事例	回答（概要）
土地改良区が管理している土地を貸して使用料を受け取ることとなったが、消費税を納める必要があるか。	法人の場合はその課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高が1千万円以下で、かつ、特定期間の基準期間（前事業年度の日から6カ月間）における課税売上高が1千万円以下の事業者は、課税事業者の選択を行った場合を除き納税義務が免除されます。土地の使用料については課税収入であると考えられますが、上記の条件に当てはまれば納税義務は免除されます。
組合員が賦課金を滞納しており、普通郵便で督促状を出したが、郵便物が戻ってきた。本人は送付先に住んでいるようだが、受け取りを拒否しているようである。このような場合はどうなるのか。	滞納に対する督促状は普通郵便ではなく、内容証明による郵便で送付することを推奨します。内容証明で送付して相手が受取拒否の意思表示をすれば、郵便局はその相手に署名と印をもらい、送り主へ戻します。この場合、督促状は受け取らなくても、到着すれば受け取ったこととなりますので、効力は発生します。

■ 土地改良施設維持管理適正化事業の拡充

【安全管理施設整備対策事業】

近年、農業用水路やため池への転落事故が多発しています。このため、平成29年度から土地改良施設維持管理適正化事業の拡充が図られ、安全管理施設整備対策事業が新設されました。

つきましては、平成30年度新規加入地区を募集しますので、事業の実施希望があれば下記担当者へ連絡をお願いします。

「安全管理施設整備対策事業」

(1) 対象工事

- ・ 1地区当りの事業費が100万円以上
- ・ 開水路及び水路諸施設周辺への立入り並びに危険区域への立入りを防止するためのフェンス、ハンドレール、通行止め扉等の整備補修
- ・ 農業水利施設への転落事故の防止を図るための蓋の整備補修
- ・ その他農業水利施設への転落事故の防止を図るための安全管理施設の整備補修

(2) 拠出割合

国30%

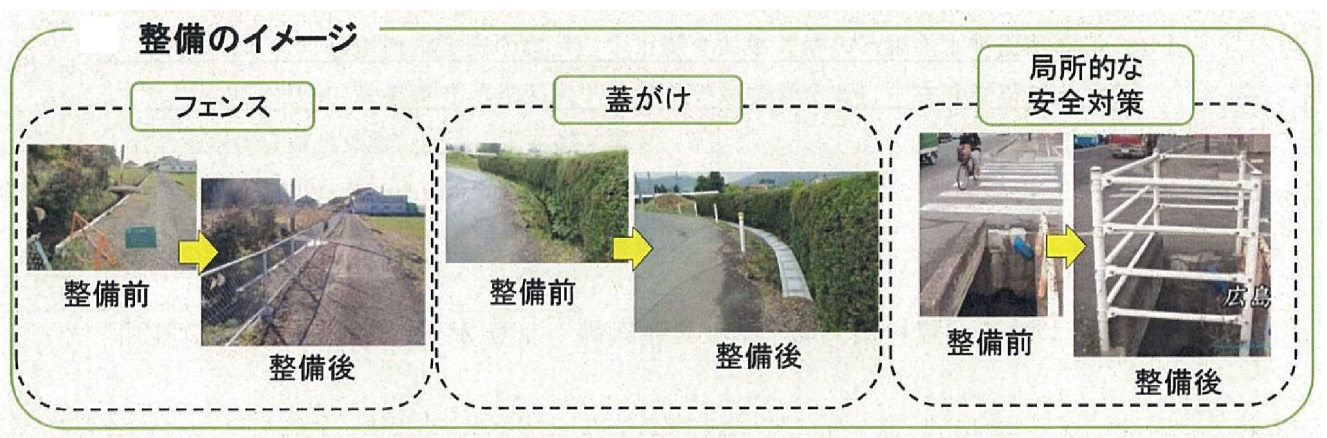
県30%

加入者30% (3年分割で拠出)

加入者10% (事業実施時に負担)

(3) 工事実施年度

- ・ 加入から3年間の間に加入した施設の緊急度の高い施設から順次実施します。



【問い合わせ先】

島根県土地改良事業団体連合会 水土里推進グループ 石築 秀美

TEL : 0852-32-4141

Eメール : ishizuki@shimanedoren.or.jp

全国土地改良大会”静岡大会”のご案内

今年で第40回を迎える全国土地改良大会が、10月25日に静岡県で開催されます。

本会も参加を予定しておりますので、会員の皆様も多数ご参加いただきますようお願いいたします。なお、詳細な行程等につきましては、6月上旬頃にご案内いたします。

- | | | |
|-------|------------------------------|-------------|
| 1 開催日 | 平成29年10月25日(水) | 13:00~16:00 |
| 2 会場 | ふじのくに千本松フォーラム「プラサ ヴェルデ」(沼津市) | |

■ 水土里ネット島根 新規職員自己紹介

この度、水土里ネット島根に採用となりました、小田桃子と申します。

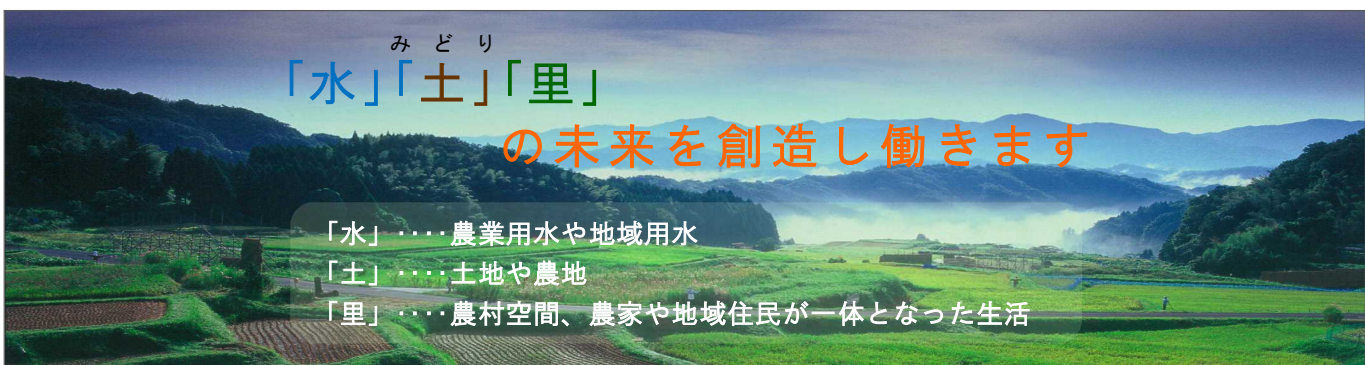
私は、高校の農業土木の授業で災害復旧や農村整備事業に強い関心を持ち、水土里ネット島根の多彩な業務内容を拝見してやりがいを感じたことから、採用試験を受験しました。

何かとお手数をおかけすることと存じますが、社会人としての自覚を持ち、一日も早く地元島根に貢献できる技術者になれるよう精進する所存ですので、ご指導ご鞭撻のほどよろしく申し上げます。(所属 技術支援グループ)



5月の主な予定

開催日	行事等	開催地
5月22日(月)	平成29年度 第1回農地・水・環境保全協議会 理事会・通常総会	松江市
5月22日(月)	平成29年度 第1回県土連役員会	県土連
5月23日(火)	平成29年度 第1回県土連監事会・監査	県土連
5月25・26日(木・金)	平成29年度 農地・農業用施設災害復旧事業研修会	県土連
5月28日(日)	「田んぼの学校」田植えコース	雲南市
5月30日(火)	平成29年度 農家負担金軽減支援対策事業担当者会議	東京都



水土里ネット島根 (島根県土地改良事業団体連合会)

〒690-0876 島根県松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館 TEL 0852-32-4141
ホームページ <http://www.shimanedoren.or.jp/> メール smndoren@shimanedoren.or.jp